

広島県告示第二百六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項及び第六条第一項の規定によつて、検査及び注射を次のとおり実施する。

平成二十七年三月二十六日

広島県知事 湯崎英彦

区分	実施の目的	実施する域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査注射の別及びその方法	
結核病	結核病撲滅のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている次の各号に該当する牛及び山羊であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	平成二七年四月一日から平成二八年三月三一日まで	一 臨床検査 二 ツベルクリン反応ただし、皮内注射法	
ブルセラ病	ブルセラ病撲滅のため	県下全域	一 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている生後三ヶ月以上のもの 二 種付の用に供し、又は供する目的で飼育されている生後三ヶ月以上のもの 三 前二号の牛と同一施設内で飼育しているもの 四 その他必要と認められるもの	実施する区域内で飼育されている次の各号に該当する牛、めん羊、山羊及び豚であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている次の各号に該当する牛、めん羊、山羊及び豚であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	一 急速凝集反応 二 酵素免疫測定法（エライザ法） 三 試験管凝集反応 四 準体結合反応
ブルセラ病	ブルセラ病撲滅のため	同右	一 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている生後三ヶ月以上のもの 二 種付の用に供し、又は供する目的で飼育されている生後三ヶ月以上のもの 三 前二号のものと同一施設内で飼育しているもの 四 その他必要と認められるもの	実施する区域内で飼育されている次の各号に該当する牛、めん羊、山羊及び豚であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている次の各号に該当する牛、めん羊、山羊及び豚であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	一 急速凝集反応 二 酵素免疫測定法（エライザ法） 三 試験管凝集反応 四 準体結合反応

馬伝染性貧血	馬伝染性貧血撲滅のため	馬伝染性貧血撲滅のため	馬伝染性貧血撲滅のため	馬伝染性貧血撲滅のため	馬伝染性貧血撲滅のため
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	鳥インフルエンザ発生予防のため	ヨーネ病撲滅のため	ヨーネ病撲滅のため	県下全域	県下全域
伝達性海綿状脳症(牛)	牛海綿状脳症の摘発及び清浄性の確認のため	県下全域	県下全域	実施する区域内で飼育されている家畜である、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている競馬(昭和二十三年法律第百五十八号)による競馬に出場する馬及び乗用馬であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの
四　その他必要と認められるもの	一 実施する区域内で飼育されている次の各号に該当する牛であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの 二 種付の用に供し、又は供する目的で飼育されている生後六か月以上のもの 三 前二号の牛と同一施設内で飼育しているもの 四 その他必要と認められるもの	一 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されているもので生後六か月以上のもの 二 種付の用に供し、又は供する目的で飼育されている生後六か月以上のもの 三 前二号の牛と同一施設内で飼育しているもの 四 その他必要と認められるもの	一 衛生所長の指定するもの 二 飼育される牛、山羊及びめん羊であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの 三 前二号の牛と同一施設内で飼育しているもの 四 その他必要と認められるもの	同右	同右
二 その他、検査を必要と認めるもの	一 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)第六条第一項で届出のあつた満四十八か月齢以上(推定を含む)の死体。ただし、同条第二項のただし書きに該当する場合を除く。	同右	同右	一 ウイルス分離 二 酵素免疫測定法(エライザ法) 三 血清抗体検査(寒天ゲル内沈降反応) 四 PCR検査 五 リアルタイムPCR検査	一 臨床検査 二 寒天ゲル内沈降反応検査
一 酵素抗体法(エライザ法) 二 ウエスタンブロット法 三 免疫組織化学的検査					

ウエストナイ ルウイルス感 染症	豚コレラ
ウエストナイル ウイルス感染症 の清浄性の確認 のため	豚コレラの清浄 性確認のため
県下全域	県下全域
実施する区域内で飼育されている家畜の農場で あって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている家畜の農場で あって、家畜保健衛生所長の指定するもの
同右	同右
P C R検査	一 中和試験 二 酵素免疫測定法(エライザ法) 三 ウイルス分離 四 蛍光抗体法 五 P C R検査